

「認知症サポーター」になりませんか

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動するボランティアのことです。現在、全国で1200万人を超える認知症サポーターが誕生しています。



認知症サポーターキャラバン

マスコットキャラクター ロバ隊長

●認知症を理解する

脳は、私たちの活動をコントロールしている司令塔です。脳がうまく働かないと、精神や身体の活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりして障がいが起こり、生活に支障が出ている状態をいいます。

●認知症の人の杖になる

「認知症の人は何も分からない」は間違いです。認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が認知症の人の障がいを理解し、その人ができない部分を補う「杖」となれば、自分でできることも増え、穏やかに暮らしていくことができます。

●認知症サポーターになるには

市では、認知症に対する正しい知識を身につけ、市民の皆さんに地域における応援者となってもらえるように「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

また、市民の皆さん、企業（職場）、団体、学校等が養成講座の開催を希望する場合、講師（キャラバン・メイト）の派遣及び教材の提供を行います。但し、会場の確保と準備は開催希望団体で行ってください。

キャンペーン実施団体のホームページ

全国キャラバン・メイト連絡協議会

URL <http://www.caravanmate.com/>

「認知症サポーター養成講座」

日 時 2月26日（金）
午後1時30分～3時30分
（受付 午後1時15分）
場 所 はびすしらおか 会議室3～5
対 象 市内に在住・在勤・在学のかた
定 員 30名（先着順）
受講費 無料
講 師 認知症サポーター養成講師
（キャラバン・メイト）
申込み 2月25日（木）までに窓口または
電話で（土・日曜日、祝日を除く。）。

国民年金保険料の「追納」で老齢基礎年金額を増やしませんか？

老齢基礎年金は、保険料の免除や猶予の期間がある場合、**全額納付した場合より年金額が少なくなります。**
しかし、免除等を受けた期間の**10年以内**であれば、後から保険料を納付（追納）することにより、**将来受け取る年金額を増やすことができます。**

申請方法

専用の納付書が必要です（口座振替及びクレジット納付不可）ので、年金事務所または市役所保険年金課に「国民年金保険料追納申込書」を提出してください。

3月31日（水）までに納付する場合の追納額は、下表のとおりです。

《注意》

- ①保険料免除等の期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます（平成30年度及び令和元年度は追納加算額なし）。
- ②4分の3免除・半額免除・4分の1免除を受けていた場合は、それぞれ4分の1保険料・半額保険料・4分の3保険料が納付済みであれば追納できます。
- ③承認等を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります（原則）。
- ④平成22年度分については、納付期限は各月末です。

令和2年度 追納保険料の月額

（円）

年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成22年度分	15,550	11,660	7,780	3,880
平成23年度分	15,340	11,500	7,670	3,830
平成24年度分	15,190	11,390	7,590	3,790
平成25年度分	15,160	11,370	7,580	3,790
平成26年度分	15,310	11,490	7,650	3,830
平成27年度分	15,640	11,730	7,810	3,910
平成28年度分	16,290	12,210	8,150	4,070
平成29年度分	16,510	12,380	8,250	4,120
平成30年度分	16,340	12,250	8,170	4,080
令和元年度分	16,410	12,310	8,200	4,100

問合せ 春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112 (代表) 市保険年金課国民年金担当 内線140・149